

長期優良住宅の認定基準等の改正 (令和4年10月1日 施行)

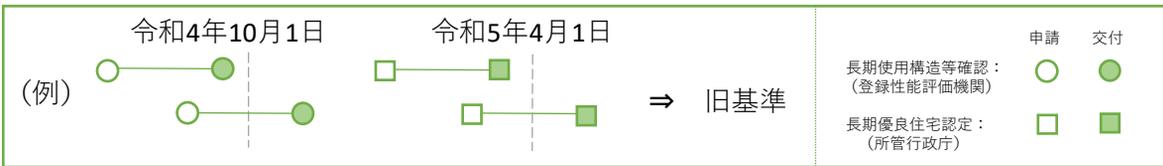
山口県住宅課

●省エネルギー対策の基準が強化されます

省エネルギー対策	強化	省エネルギー対策
断熱等性能等級 4 ($U_A \leq 0.87$ (6地域の場合))	→ 強化	断熱等性能等級 5 ($U_A \leq 0.60$ (6地域の場合))
一次エネルギー消費量等級規定なし		一次エネルギー消費量等級 6

●施行日前後の長期使用構造等の基準の適用について

施行日（令和4年10月1日）より前に、長期使用構造等確認を申請済みの場合、所管行政庁への認定申請が令和5年3月31日までのものは、旧基準を適用します。



制度についての詳細は、国土交通省のHPでご確認ください。

[国土交通省 長期優良住宅](#)

[検索](#)

建築物省エネ法における誘導基準及び低炭素建築物の認定基準等の改正 (令和4年10月1日 施行)

山口県建築指導課

●省エネルギー対策の基準などが強化等されます

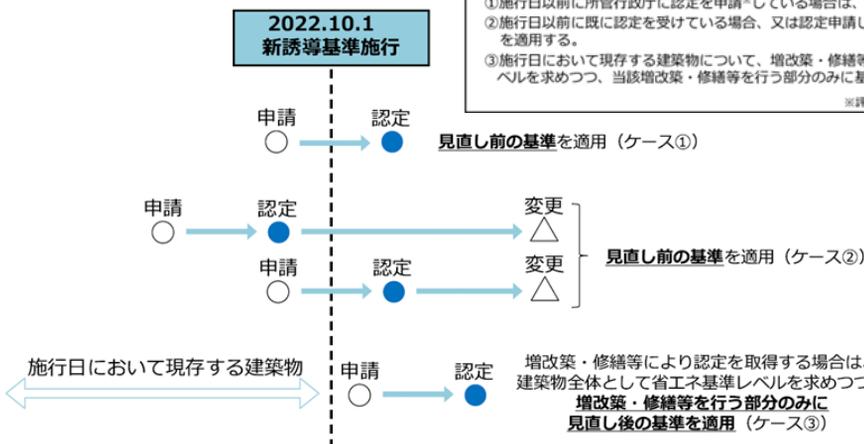
- ・建築物省エネ法における誘導基準などの強化
- ・建築物省エネ法における誘導基準
- ・エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準
- ・低炭素建築物の認定基準において、再生可能エネルギー利用設備の設置を要件化

ZEH、ZEB水準並
の省エネ性能に
引上げ

など

●施行日前後の建築物省エネ法の誘導基準等の適用について

○ 誘導基準・低炭素建築物の認定基準の見直しに伴い、以下の通り経過措置を設ける。
 ① 施行日以前に所管行政庁に認定を申請している場合は、改正前の基準を適用する。
 ② 施行日以前に既に認定を受けている場合、又は認定申請している計画に関する変更認定の場合は、改正前の基準を適用する。
 ③ 施行日において現存する建築物について、増改築・修繕等を行う際には、基本、建築物全体として省エネ基準レベルを求めつつ、当該増改築・修繕等を行う部分のみに見直し後の基準を適用（改正後の基準）を適用する。
※評価機関への技術的審査の依頼ではなく、所管行政庁への認定申請を基準とする



改正内容等の詳細は、(一社)住宅性能評価・表示協会のHPでご確認ください。

[\(一社\)住宅性能評価・表示協会 誘導基準の見直し](#)

[検索](#)